

いじめの重大事案への対応について

本校では、いじめは決して許されない行為であり、生徒の心身の健全な成長を著しく損なう重大な問題であると認識しています。特に、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当期間にわたり欠席を余儀なくされている場合などは「重大事態」として、法令に基づき厳正かつ迅速に対応いたします。

1. 西中学校いじめ防止基本方針

https://drive.google.com/file/d/14PQpWwnNpbIkRmYYCgLIKZIN_S3T5H9k/view?usp=drive_link

2. 重大事態発生時の対応

重大事態が疑われる場合には、以下の流れで対応します。

① 速やかな安全確保

被害生徒の安全を最優先とし、必要に応じて別室対応や加害生徒との接触回避措置を講じます。

② 事実関係の調査

校内に対策委員会を設置し、関係生徒・保護者への聞き取り等を実施します。

③ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行います。

④ 必要に応じて、第三者を含めた調査体制を整えます。

教育委員会への報告

速やかに教育委員会へ報告し、指導・助言を受けながら対応します。

⑤ 再発防止策の策定・実施

調査結果を踏まえ、再発防止策を策定し、学校全体で取り組みます。

3. 日常的な予防の取組

- ・ 定期的ないじめアンケートの実施
- ・ 教育相談・スクールカウンセラーによる支援
- ・ 道徳・学級活動を通じた人権教育の推進
- ・ 教職員研修による早期発見・早期対応体制の強化

○本校は、いじめを「どの学校にも起こり得る問題」として真摯に受け止め、早期発見・早期対応に全力で取り組んでいます。

○保護者の皆様におかれましても、お子様の様子で気になる点がございましたら、速やかに学校までご相談ください。

○学校・家庭・地域が連携し、すべての生徒が安心して学べる環境づくりに努めてまいります。